

**記入例**

**納入書**

愛知県豊橋市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 領収証書 ㊤

市区町村コード	口 座 番 号	加 入 者 名
2 3 2 0 1 7	00860-3-960423	豊橋市 豊橋市会計管理者
令和 7 年度	指 定 番 号	納 入 金 額 (1)
令和 7 年 6 月 分	4 0 0 9 6 4 4 4	<del>28,500</del> 円
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	給与分 (一括徴収 分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円 1 7 3 0 0
	退 職 所 得 分	8 4 0 0 0
	金 延滞金	
納期限	令和 7 年 7 月 10 日	額
		(2) 合計額
		1 0 1 3 0 0
(特別徴収義務者) 住 所 〒440-0801 又は 豊橋市今橋町1番地 現在地  住 所 豊橋 株式会社 又は 名 称 様		領 収 日 付 印
上記のとおり領収しました。		(納入者保管)

**○納入書の取扱いについて**

納入書はOCR(光学文字読取方式)処理用です。納入書は月別になっていて、予備の用紙(納入書)が3枚入っています。必要に応じて領収証書・納入書・納入済通知書の3種類について、以下のとおり記入、修正して使用してください。

■ 納入金額(1)と異なる金額を納入する場合(退職、転勤、個人の税額変更等)

1. 納入金額(1)に印刷されている税額を二重横線で抹消
2. 給与分(A)と合計額(C)に、変更後の税額を記入

■ 予備の用紙(納入書)を使用する場合→給与分(A)と合計額(C)に税額を記入

■ 退職所得に係る所得割が生じた場合

1. 退職所得分(B)と合計額(C)に税額を記入
2. さらに用紙裏面の納入申告書にも、記入例を参考に必要事項を記入  
※個人事業主の場合は、金融機関で使用する納入申告書の「法人番号又は個人番号」欄は空欄とし、別途、予備の納入申告書に個人番号を右詰で記入し、市民税課まで提出してください。

《注意事項》

- 金額に¥記号は記入しないでください。
- すでに納期限が過ぎたものを納入した場合は、後日延滞金が通知されることがあります。
- 退職所得に係る所得割を別途納める場合は、予備の用紙(納入書)を使用してください。

**記入例**

**納入申告書**

市民税 納入申告書	
豊橋市長様	(受付印)
7年7月10日提出	
7年6月分	人員 1人
退職手当等支払金額	1 3 1 8 0 0 0 0
特別徴収税額	市民税 5 0 4 0 0
	県民税 3 3 6 0 0
特別徴収義務者	住所又は所在地 〒440-0801 豊橋市今橋町1番地
	住所又は名称 豊橋 株式会社
	法人番号又は個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	

**○納入年月日のお知らせ**

毎月分を翌月10日(10日が金融機関等の休業日の時は、翌営業日)までに納入してください。

徴収月	納期限	徴収月	納期限
令和7年6月分	令和7年7月10日(木)	12月分	令和8年1月13日(火)
7月分	8月12日(火)	令和8年1月分	2月10日(火)
8月分	9月10日(水)	2月分	3月10日(火)
9月分	10月10日(金)	3月分	4月10日(金)
10月分	11月10日(月)	4月分	5月11日(月)
11月分	12月10日(水)	5月分	6月10日(水)

納期特例を受けている事業者は、年2回納入してください。

徴収月	納期限
6月分から11月分	令和7年12月10日(水)
12月分から翌年5月分	令和8年6月10日(水)